

## 大卒等の新卒求人に関する注意事項

大卒等の新卒求人及び採用に関しましては、日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」、大学等（就職問題懇談会）が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を定め、双方がこれを遵守することとなっています。

また、新卒採用に関しては青少年の雇用の促進法等に関する法律に基づき、労働関係法令違反があった事業所からの求人は受理できないことも指導されております。

それに伴い、自己申告書を提出いただくことになっておりますことも、ご承知いただきますようお願いいたします。

参考のために具体的な内容を下記に記載いたします。

厚生労働省ホームページより抜粋

日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」（以下「指針」といいます。）、大学等（就職問題懇談会）が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」といいます。）を定め、双方がこれを遵守することとなっています。

具体的には、

- 広報活動については、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始すること
  - 3月1日以降の広報活動の実施にあたっては、当該活動への参加の有無がその後の採用選考活動に影響しないものであることを学生に明示すること
  - 採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること
  - 正式な内定日は卒業・修了年度の10月1日以降とすること
- などが定められています。

尚参考のために、公共職業安定所における取扱いを以下に示します

- 平成29年度大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は平成29年6月1日以降に展示・公開します。
- 公共職業安定所が作成する求人情報、ガイドブック等の発行は、平成29年6月1日以降とします。
- 各都道府県労働局及び公共職業安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、求人の展示・公開開始以降、大学等の学事日程に最大限配慮しつつ、積極的に開催します。
- 専修学校等卒業予定者の取扱いについては、公共職業安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとします。

## 大卒等の新卒求人に関する注意事項

公共職業安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図ります。

- 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること